

告示

埼玉県告示第四十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―六一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字松山字仲田町八百二十二番他二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百八十三立方メートル